



平成26年3月5日

市長記者会見資料

「災害時における応急復旧資材の供給協力に関する協定」の締結について

1 協定の概要

川崎市では、JFEスチール株式会社東日本製鉄所との間で、地震等の災害時において市内の道路に被害が生じた場合、道路啓開に必要な応急復旧資材の供給について、市からの要請に基づく協力に関して円滑な運営を期するため、「災害時における応急復旧資材の供給協力に関する協定」を締結します。

(1) 協定の相手方 JFEスチール株式会社 東日本製鉄所

(2) 協定の主な内容

鉄を製造する過程で発生する副産物を、道路啓開用の応急復旧資材として供給協力

2 協定締結による効果

災害時において、応急復旧資材を確保し、緊急輸送路を優先的に仮復旧することで、海上輸送された緊急物資等を市内地域に迅速に輸送することができ、市民生活への早急な支援を行うことが出来る。



川丸君

問合せ先 川崎市 港湾局 港湾振興部 庶務課
課長 高橋 比呂志
電話 044-200-3048
総務局 危機管理室
建設緑政局 道路河川整備部 道路施設課

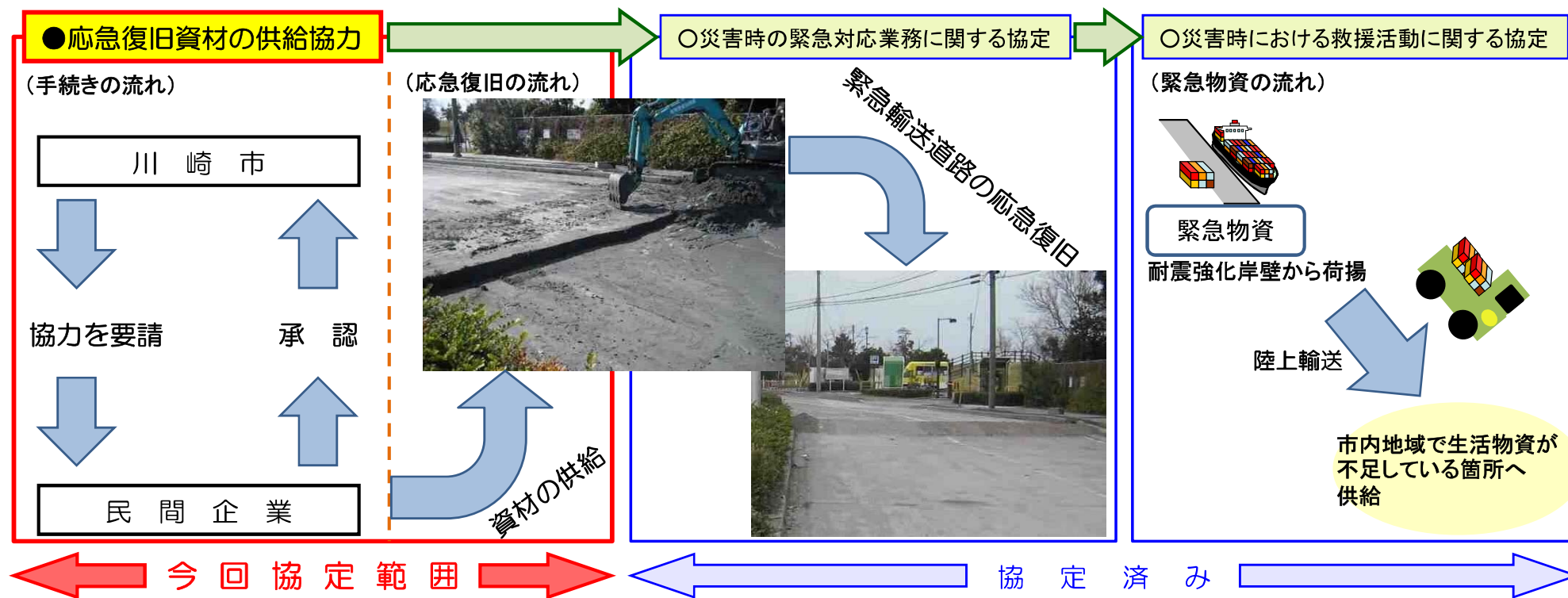
「災害時における応急復旧資材の供給協力に関する協定」について

（目的）

地震等の災害時において緊急輸送道路が液状化等により甚大な被害が生じた場合、海上輸送された緊急物資を市内地域へ輸送することが出来なくなる。このとき、被災した緊急輸送道路の路面段差等を仮復旧し、緊急車両が通れるよう応急復旧するための建設資材が必要となることから、民間企業等と資材供給の協定を締結することで、災害時における円滑な資材供給の確保を図るものである。

（協定の内容）

災害時において、緊急物資等を輸送するための緊急輸送道路に甚大な被害が生じた場合、道路啓開に必要な応急復旧資材の供給について、協力の手続き方法を定めるものである。



（効果）

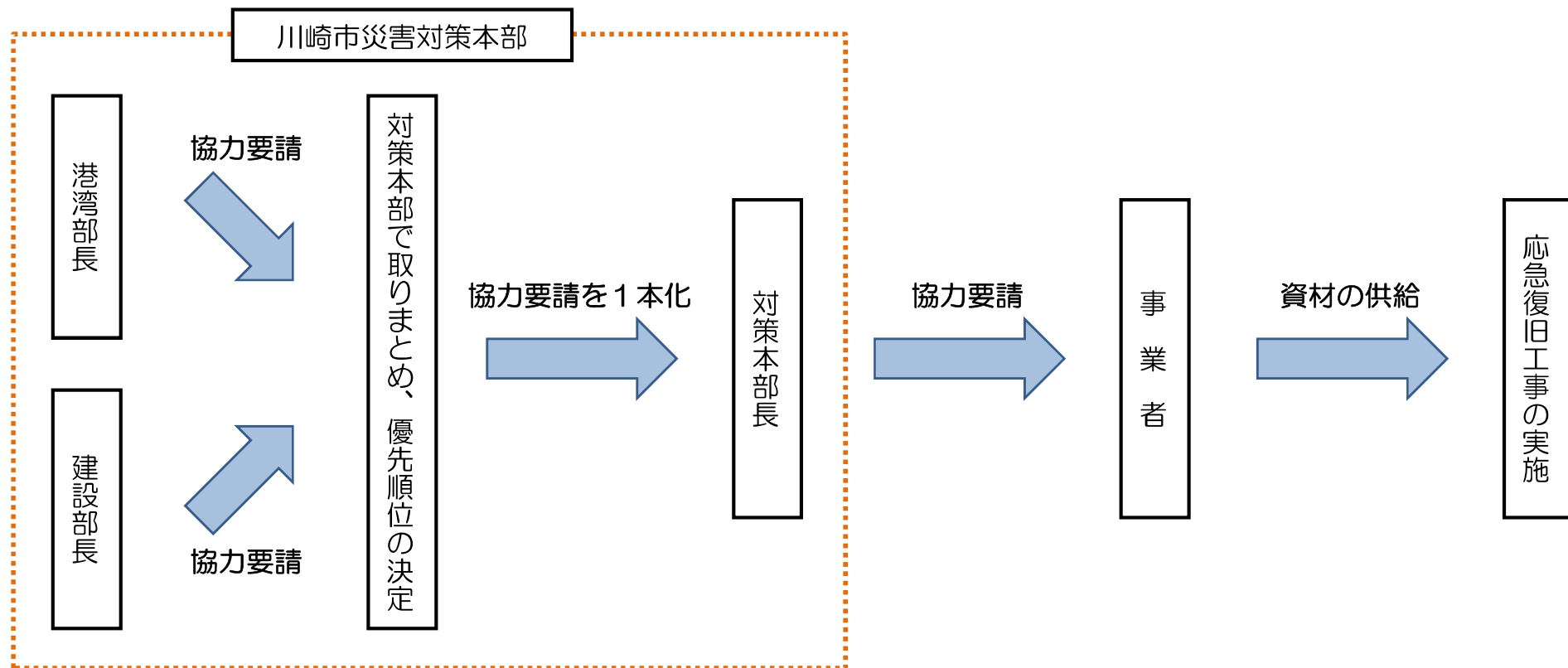
災害時に、応急復旧資材が円滑に供給されることにより、緊急輸送道路を早期に仮復旧でき、耐震岸壁から荷役した緊急物資等を市内地域に迅速に輸送することができ、市民生活への早急な支援が期待できる。

災害時における協力要請の流れについて

「災害時における応急復旧資材の供給協力に関する協定」は、災害時において港湾局及び建設緑政局が道路啓開に必要な復旧資材を事業者から提供してもらうことを目的としているが、対策本部各部長がバラバラに協力要請を発した場合、事業者はどの協力要請を優先したらよいか判断できないため、対策本部で各部長からの協力要請を取りまとめ、優先順位を決めた後、対策本部長から事業者に協力を求めることとする。（協力要請の1本化）

なお、対策本部長が協力要請をすることが出来ない場合は、各部長が代行できるものとする。

（協力要請の流れ）



災害時における応急復旧資材の供給協力に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と、J F E スチール株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、市内の道路に被害が生じた場合、道路啓開に必要な応急復旧資材の供給について、その円滑な運営を期するため、協定に関する手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急復旧のために、資材の供給を受ける必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 資材を必要とする担当部署及び担当者名
- (2) 協力を要請する事由
- (3) 必要とする資材の種類及び数量
- (4) 復旧資材を必要とする場所
- (5) その他必要な事項

2 甲は、乙から資材の供給を受けるときは、資材の生産依頼者に対して甲への提供の承諾を得るものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、川崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行うものとする。

2 甲が乙に対し要請するにあたっては、文書により通知する。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに文書にて通知するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、乙および乙の協力会社（以下「協力会社」という。）の操業に支障の無い範囲で速やかにこれに応じ、協力会社を通じて資材の供給に努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条の要請に基づき協力したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 供給した資材の数量
- (2) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 乙が、第4条の規定による協力のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出し、法令その他に特段の定めがあるものを除くほかは、甲と乙が協議して決定するものとする。

(通知)

第7条 甲は、市内における災害時の円滑な協力が図れるよう、川崎市地域防災計画等に関し、本協定に関連する変更が生じたときは、その都度、乙に文書で通知するものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づく甲の要請に従事した者に人身事故等が発生したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号）の適用がある場合を除き、川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年3月31日条例23号）を準用し、甲が補償する。

(担当部署及び連絡責任者)

第9条 甲、乙は、本協定に関して担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任し、相互に通知する。

2 甲、乙は、前項の規定により通知した内容に変更が生じた際は、その都度、変更内容を相互に通知する。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関して必要な手続その他の事項は、甲と乙が協議して実施細目で定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項は、その都度、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 この協定は、前項の期間満了の日の1月前までに甲、乙いずれからも別段の申出がない場合は、引き続き1年間有効とし、以後も同様とする。

(実施日)

第13条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、
各 1 通を保有する。

平成 2 6 年 3 月 5 日

甲 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市長 _____

乙 川崎市川崎区扇島 1 番地 1
J F E スチール株式会社 東日本製鉄所

京浜地区所長 _____